

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

林業退職金共済制度（林退共）について

林退共は、昭和57年に発足した林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主の方々が従業員に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従業員が林業界を辞めたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

1. 制度の特色

- ①掛金は税法上、法人に おいては損金、個人企業においては必要経費として扱われます
- ②掛金の一部を国が補助します
- ③雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます

2. 事業主の皆様へ

- ①共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください
 - ②共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください
- 詳細については、最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

■お問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
☎03-6731-2889

森林商工振興課

林業振興グループ
☎4-2511内線244
☆4-251112

税のお知らせ

償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に分かれています。土地や家屋に

は登記制度があり、課税対象を把握できませんが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の資産を申告する義務があります。

令和3年1月1日時点で町内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。前年度に申告した人には、12月下旬に申告書を送付いたします。また、新規に事業を開始した人などはお問い合わせください。

償却資産とは

会社や個人が事業のために所有している土地や建物以外の資産です。具体的には構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具などがあります。

※軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

運転免許証更新時講習 (1月7日から2月4日まで)

名寄文化センター会場

■違反運転者講習(2時間)

1月14日(木)19時
2月4日(木)14時

■初回更新者講習(2時間)

1月21日(木)14時

■一般運転者講習(1時間)

1月7日(木)14時
1月21日(木)17時30分
2月4日(木)17時30分

■優良運転者講習(30分)

1月7日(木)13時
1月14日(木)18時
2月4日(木)19時

下川交通防犯センター会場

■優良運転者講習(30分)

1月18日(月)13時

農耕作業用トラクターの 軽自動車税の課税

今般の改正により、これまで償却資産として固定資産税の対象であった農耕作業用トラクターのうち、一部が軽自動車税(種別割)の対象となりました。(令和3年度課税対象)

農耕作業用トラクター(マニユアスプレッダ(堆肥散布機)、スプレーヤ(薬剤散布機)、ロールベロー(集草機)、トレーラ(運搬車)等)が小型特殊自動車に該当する場合、トラクタやコンバインなどの乗用設備のある農耕作業車と同様に公道走行の

有無に関わらず、所有していれば軽自動車税の課税対象となり、手続きが必要となります。

大型特殊自動車に該当するものは、引き続き固定資産税の対象となりますので、償却資産の申告が必要です。

新たに軽自動車税の登録の届出をした農耕作業用トラクターについては、償却資産と二重に申告することのないようお気を付けてください。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎4-2511
内線113
☆4-251103